

平成 2 9 年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提 出 資 料

○ 所管事項

- I 中伊勢工業用水道料金の見直しについて 1

- II R D F 焼却・発電事業について 4

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日

企 業 庁

I 中伊勢工業用水道料金の見直しについて

1 経緯

工業用水道料金については、工業用水道料金算定要領（経済産業省）に基づき、原則5年毎に見直しを行うこととしています。

平成27年度の料金見直しにおいては、北伊勢工業用水道事業、中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業の各事業について、現行料金で5年間の収支が均衡する見通しであったことから、平成28年度からの料金を3事業とも据置きとしたところです。

その後、中伊勢工業用水道事業において、平成29年2月及び6月のユーザー2社の工場撤退等に伴う工業用水の使用廃止により、契約水量が大幅に減少（約3割減）したため収支の悪化が見込まれ、料金を改定する必要が生じました。

【表1】中伊勢工業用水道事業の契約水量等の推移

	H28. 4. 1	H29. 2. 1	H29. 6. 1	計
契約水量 (m ³ /日)	19,910 [Ⓐ]	17,410	13,870	—
廃止水量 (m ³ /日) [Ⓑ]	—	△ 2,500	△ 3,540	△ 6,040
廃止割合 (Ⓑ/Ⓐ×100)	—	△12.6%	△17.8%	△30.3%
工場数	16社18工場	15社17工場	14社16工場	—

2 料金改定（案）について

(1) 算定期間

次期の工業用水道料金（平成33年4月から平成38年3月まで）については、平成32年度に見直すこととしており、今回の中伊勢工業用水道事業の料金算定期間は、平成30年4月から平成33年3月までの3年間とします。

(2) 算定結果

今回の料金算定では、契約水量の大幅な減少を踏まえ、施設改良計画の見直しやポンプ設備等の分解点検時期の見直しなどによるコスト縮減を図り、値上げ幅の圧縮に努めました。

その結果、基本料金は27.4円/m³、使用料金は2.0円/m³となる見込みです。

【表2】料金改定（案）

（税抜き）

	現行(円/m ³)	改定額(円/m ³)	差額(円/m ³)	改定率(%)
基本料金	21.3	27.4	6.1	—
使用料金	1.9	2.0	0.1	—
計	23.2	29.4	6.2	26.7

(3) ユーザーへの説明

ユーザー2社から工業用水の使用廃止の申し出を受けた後、平成28年11月には、中伊勢工業用水道事業の全ユーザーに対して料金を値上げせざるを得ない状況であることを説明しました。

また、平成29年5月には料金改定の見通しについて、平成29年8月には今回の料金改定（案）について、全ユーザーを個別に訪問し説明しました。

3 今後のスケジュール

今後、国との協議を行ったうえで、平成30年三重県議会定例会2月定例会に「三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」を提出します。

議決をいただいた後、平成30年4月1日から新料金を適用する予定です。

【参考1】工業用水道料金の算定方法（二部料金制）

(1) 基本料金（固定的経費）

$$\text{基本料金} = \frac{\text{経費} + \text{減価償却費} + \text{支払利息} - \text{控除項目} \text{ (円)}}{\text{契約水量} \text{ (m}^3\text{)}} \text{ (円/m}^3\text{)}$$

- (注) ア 経 費：人件費、修繕費、負担金、その他維持管理費
イ 減価償却費：固定資産の価値減耗費用
ウ 支 払 息：企業債の支払利息
エ 控 除 項 目：施設使用料、受取利息、公舎等貸付料

(2) 使用料金（変動的経費）

$$\text{使用料金} = \frac{\text{動力費} + \text{薬品費} + \text{汚泥処理費} \text{ (円)}}{\text{※ 使用水量} \text{ (m}^3\text{)}} \text{ (円/m}^3\text{)} \quad \text{※使用水量} = \text{契約水量} - \text{休止水量}$$

- (注) オ 動 力 費：取水、導水、浄水、配水に係る電力費（消費電力料金及び契約電力料金）
カ 薬 品 費：浄水処理に必要な薬品費
キ 汚泥処理費：脱水機運転管理、天日汚泥管理、汚泥処分等の汚泥処理費
ク 休 止 水 量：使用者が企業庁に工業用水の使用の全部又は一部の休止を申し出て、それを企業庁が承認した水量

【参考2】工業用水道料金の推移

(単位：円/m³、税抜き)

事業別		年度	平成2～ 4年度	平成5～ 11年度	平成12～ 17年度	平成18年度 ～ 平成21年12月	平成22年1月 ～ 平成24年度	平成25年度 ～
		工北 業用伊 水道勢	基本料金		16.5	17.0	17.0	17.0
使用料金			3.4	3.5	3.5	3.0	3.5	4.0
超過料金			39.8	41.0	41.0	40.0	38.0	37.0
工中 業用伊 水道勢	基本料金		20.7	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3
	使用料金		1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	超過料金		45.0	46.4	46.4	46.4	46.4	46.4
松 阪 工 業 用 水 道	基本料金		12.5	12.9	14.9	14.9	14.9	14.9
	使用料金		1.5	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1
	超過料金		28.0	29.0	32.0	32.0	32.0	32.0

【参考3】中伊勢工業用水道事業の料金改定後の収支見通し

(単位：百万円、税抜き)

項目	年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平均額 (平成30～32年度)
	経常収益 A		(179) 210	(178) 210	(175) 206
経常費用 B		214	208	202	208
経常損益 A-B=C		(△35) △4	(△30) 2	(△28) 4	(△31) 1
特別損益 D		0	0	0	0
純損益 C+D		(△35) △4	(△30) 2	(△28) 4	(△31) 1

※上段（ ）内は現行料金を据置いた場合の値です。

※端数処理の関係上、計算結果が一致しない場合があります。

Ⅱ R D F 焼却・発電事業について

1 経緯

R D F 焼却・発電事業は、三重県R D F 運営協議会総会決議（平成 23 年 4 月 5 日）により、県が事業主体となり平成 32 年度末まで事業を継続することが決定しており、企業庁では、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転に取り組んでいるところです。

また、関係市町においては、R D F 焼却・発電事業終了後のごみ処理体制の整備に向けた取組や検討が行われています。

2 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議の概要（平成 29 年 10 月 30 日開催）

学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員等で構成する「三重ごみ固形燃料発電所 第 34 回安全管理会議」を開催し、施設の運転状況、点検結果、R D F 受入検査の結果等の報告を行い、発電所を適切に運転していること及び安全にR D F の貯蔵ができていることを確認していただきました。

また、これに先立ち、専門的、技術的知見から検討を行うため、学識経験者等で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議 第 41 回技術部会」を平成 29 年 10 月 10 日に開催し、発電所及び貯蔵施設の運転状況等を確認していただくとともに、ボイラーの腐食対策等について技術的な助言をいただきました。

3 三重県R D F 運営協議会 総務運営部会の概要

（1）平成 29 年度第 4 回までの開催状況

①第 1 回総務運営部会（平成 29 年 4 月 25 日開催）

桑名広域清掃事業組合から、同組合の新ごみ処理施設の完成時期が当初の計画から 15 ヶ月間短縮され、平成 31 年 12 月末となる旨の説明がありました。

②第 2 回総務運営部会（平成 29 年 5 月 18 日開催）

桑名広域清掃事業組合及び伊賀市からのR D F 搬入が停止した場合の試算結果などを踏まえ、R D F 焼却・発電事業への影響とその対応について、検討を開始することとしました。

③第 3 回総務運営部会（平成 29 年 6 月 29 日開催）

R D F 焼却・発電事業の運営への影響とその対応を検討するため、「ごみ処理計画」、「経済性」等の面から 47 の検討項目を選定しました。

④第4回総務運営部会（平成29年9月1日開催）

検討内容が三重県RDF運営協議会を構成する全ての団体に影響するものであることから、協議会を構成する全ての市町（12市町）が参加して部会を開催し、各検討項目に基づき協議、検討を行いました。

また、桑名広域清掃事業組合から、同組合の新ごみ処理施設整備工事の工期、試運転期間等、平成31年12月の施設完成までの概略工程が口頭で説明されました。

（2）第5回総務運営部会（平成29年10月13日開催）

協議会を構成する全ての市町（12市町）が参加して部会を開催し、「ごみ処理計画」、「経済性」等の面から選定した各検討項目に基づき協議、検討を行いました。

引き続き、第6回総務運営部会において検討を行うことを確認しました。

（第6回総務運営部会 平成29年12月22日 開催予定）

4 今後の対応

引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転に取り組みます。

また、今後の事業運営にあたっては、関係市町のごみ処理が滞らないことが最も大切なことから、関係市町と十分な協議を行うとともに、関係部局と連携して丁寧な調整に努めます。